

議案第 1 2 1 号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「基づいて」の次に「心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉に関し、家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

第 3 条第 2 項中「前項第 1 号から第 3 号までの業務」を「前項に規定する業務（同項第 4 号に掲げる業務を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所の業務に係る規定を整備するため、この条例を制定するものである。